

総合社会福祉研究

第19号 目次

特集

障害者地域支援システムのあり方の検討

—支援費支給制度移行のもとで—

市場原理主義的な社会保障・社会福祉「改革」政策の展開と到達

相澤 與一 2

障害福祉分野の「支援費支給」制度への転換の意味と課題

石倉 康次 11

障害概念の見直しをめぐる国際的動向と我が国の認定制度の問題点

瀧澤 仁唱 18

重度知的障害者とその家族を孤立させない地域支援を

——『重度障害者児の家庭での介護支援についての実態調査』予備調査から

山本 敏貢 27

知的障害者の生活支援とアセスメント——実践現場からの取り組みを通して

植田 章 49

論文

社会福祉の「基礎構造改革」と公的責任——行政責任の問題をめぐって

秋元 美世 66

自然災害と個人補償——阪神・淡路大震災と鳥取県西部地震の教訓は何か

出口 俊一 76

ホームヘルパー養成研修事業の問題点と課題

杉山 博昭 87

海外 福祉情報

フランスにおける社会的後見

大曾根 寛 96

オランダ・モデルとパート革命——雇用拡大と時短による構造改革

角橋 徹也 105

書評

中西啓之・篠崎次男・石川満著『介護保険と住民運動』（新日本出版社）

から学んだこと

加藤 孝夫 115

目黒依子他編『少子化時代のジェンダーと母親意識』（新曜社）

江畠 祥子 122

投稿 論文

保育所保育料の利用者負担の実態と保育料政策

——名古屋市保育料負担実態調査を中心に

中村 強士 129

特集

障害者地域支援システムのあり方の検討—支援費支給制度移行のもとで—

市場原理主義的な社会保障・社会福祉 「改革」政策の展開と到達

相澤 興一

はじめに

前首相がどうしようもない前芝居で引き立て役を演じたあげく、またもマスコミを踊らせ、「いい格好」し狂熱的な風貌をもつ小泉首相が率いる内閣が登場して近頃ないブームを喚び、抜本改革への衆望を逆用して、歴代内閣が推進しながら劇的には断行し得なかった市場原理主義的な新保守主義革命を断行しようとしている、と筆者は感じている。

小泉に対し御用的な学者などを中心閣僚に加えた政府は、6月21日に「基本方針」を発表した。このいわゆる「骨太の方針」なるものは、小泉内閣のジェスチュアと本音をないまぜにしたものであるが、不良債権処理を短期間に断行し、「民営化・規制改革」など7つのプログラムを実施するとし、社会保障改革をその中心課題のひとつに掲げた。

その「基本方針」の筆頭措置は不良債権処理の断行である。それは、かねてUSA覇権下の国際金融資本が強く要求してきた措置であり、グローバル化の先端たる金融グローバル化とそれをテコとする経済「構造改革」を日本で徹底するために米日の金融資本と多国籍企業が要求している市場原理主義的な新保守主義改革である。金融資本を税金投入をはじめ国民を犠牲とす

る諸手段で救済し、大銀行や多国籍企業の勝手放題な「営業の自由」のじゃまになるとして、国民の雇用と生活の主な担い手になっている中小企業などの産業・企業をつぶし、戦後のドッジ・プラン旋風に匹敵する企業の大量整理・倒産と大量失業、雇用破壊をもたらすことで、生活保障・社会保障の前提条件をも破壊し、一層の底なし不況を招く悪政となる懸念が強いのである。

さて、編集部から求められたテーマは、「政府・財界がねらう市場原理主義的な社会保障・社会福祉改革の全体像」ということであったが、歳相応の体力の減退もあり、またそれ以上に遠距離勤務による週間生活の分断と障害者家族会の会長などとしての多忙な社会活動が重なり、7月10日の締め切り直前になってしまった。4、5日しか日時がない。まことに申し訳ないが、かかる窮迫した時間で与えられたテーマに接近するためには、本誌登載のおおかたの論文の域からはずれ、「構造改革」政策の沿革をなぞり、その到達点を前掲の「基本方針」の中に確認することでご勘弁をお願いしたい。残念ながら、社会福祉基礎構造改革にもほとんど立ち入れなかった。

1 新保守主義的な構造改革政策の沿革

(1)その基本性格

そもそも新保守主義的改革は、国際金融資本と多国籍企業の勢力増大を背景とした市場原理主義的なネオ（反動的）自由主義を政策思想とするものであり、インフレーションと第1次オイルショックを境とする高成長の破綻を機に、それ以前のケインズ主義的な有効需要喚起管理によって経済成長を促進しそれを支えに労組との協調と「完全雇用」「福祉国家」を追求する政策を破棄し、新古典派の市場均衡論を援用し、強権と失業増大をテコに労組等の社会組織を弱め後退させ、労働者保護や中小企業保護等を図る経済的・社会的保護規制を緩和・解体し、大企業・銀行と大金持ちを優遇・援助し、その無制限な「営業の自由」、つまり搾取・収奪活動の自由化を追求するものだった。

それらは、かつて資本主義秩序形成のために唱えられた「営業の自由」のための「規制緩和」と「自立・自助」の原則を今や国際金融資本と多国籍企業の市場原理主義と世界市場制覇のために再強調し、生存権保障の国家責任を強調した「福祉国家」主義に反対し、その制度施策を最大限縮小・解体し、教育や社会福祉の公営をも縮小しそれらサービスの市場化・民営化を拡張して営利企業のビジネスに変え、あらゆる分野で弱肉強食の競争をあおり、その安全網としては福祉国家ならぬ「自助」の「共助」化・保険化を中心とする「福祉社会」に転換させることであった。

もちろん、各国民の生活過程が高度に商品化されながら社会化され、不安定性が強められている現代社会にあって、かかる攻撃は階級・階層間の格差拡大と生活過程の貧困化・不安定化を激化させ、各国民大衆の不満・批判・反発をも喚起して、政治的な困難と政権の動揺・交替をも招く。新保守主義的政策は成功を制限され、修正や緩和も余儀なくされる。とくに社会民主主義・産業民主主義と福祉国家主義の強かったEU諸国等では、国

際的な資本及び労働移動の自由化と社会的保護および環境保護規制との共生が図られている。

(2)1980年代

国際的に新保守主義的な攻撃がもっとも盛んだったのは、その第1次段階といえる80年代である。サッチャリズムやレーガノミックスやその垂流たるナカソネ「臨調・行革」路線がそれを代表した。いずれも「社会的保護」のための財政支出の削減断行、公営の解体・民営化、規制緩和、労働組合主義＝産業民主主義の掘り崩しと解体攻撃を進めた。

日本の「臨調・行革」路線は対米追従性でもきわだったが、その主要な一環としての社会保障攻撃においては「少子・高齢化」危機論の強調としゃにむにの国庫負担削減攻撃が突出した。実に先進諸国中で例外的に社会保障国庫負担率の削減を実現したのである。これこそがとくに日本での社会保障・社会福祉「改革」を第一にリードした政策要因である。

そのなかで、高齢化社会危機論をテコに、まず医療保障と公的年金が臨調行革攻撃の最大のターゲットとされ、国庫負担削減による最大の被害を受けた。それを貫徹するために極度に分立的な社会保険制度間の財政調整と制度統合「一元化」による負担転嫁と給付縮小が繰り返し行われた。同時にその被害の安全網たるべき生活保護も「第3次適正化」攻撃で劇的に空洞化され、餓死や抗議自殺などを引き起こし、社会的批判をも招いた。

その社会保障攻撃が一巡したあと、当事者およびその家族まかせで余りに放置されて立ちおくれが深刻で矛盾激化を来していた社会福祉政策の手直しに着手された。あくまでも80年代後半期における国庫補助率の絶対的削減の枠内で、それを合理化する政策としてである。とくに高齢者福祉については、厚生省と業界との癒着と汚職の温床とされたシルバー・ビジネスの奨励を折り込んでの在宅介護支援と市町村への事務移転を、ノーマライゼーションと地方分権の流れを逆用しながら、国庫負担の削減と地方自治体事務への転嫁とビジネス・チャンスの拡大を図る政策として行わ

れ、89年の消費税導入とセットにした「高齢者福祉10か年戦略」、90年の社会福祉八法の改定などが行われた。

その社会福祉政策の転回を迎えるに合理的に合理化したのは、とくに89年3月30日社会福祉関係三審議会合同企画分科会の厚生大臣への意見具申「今後の社会福祉のあり方について」である。それは、市町村の役割の重視、在宅福祉の充実、民間福祉サービスの健全育成、福祉と保険・医療の連携強化・総合化、福祉の担い手の養成確保、社会福祉情報提供体制の整備を具申した。社会的ニーズの激増に見かけの上では社会福祉体制の再編・整備でこたえる体裁を取りながら、実体的には社会福祉の国庫補助率を削減し民営化・市場化を促進する政策の枠内でこたえようとする矛盾をもち、行政措置保証制度から利用費一部支援制度に転換し、公的責任を薄めて福祉事務を市町村に転嫁し、民間事業へのマル投げを進めさせることで、福祉の自助化・自己負担化と市場化を促し、生存権保障的な社会福祉権保障の無責任化をも来す恐れのある強い政策転換である。その方向で老人福祉法等、社会福祉八法の改正が行われ、90年代の介護保険法を第一歩とする社会保障・福祉の「構造改革」に受け継がれるのである。

(3)90年代・グローバリゼーション下の「構造改革」政策

第2段階が今日に至るその構造改革の局面である。90年代にはいと、事態は複雑となった。89年の「ベルリンの壁」の崩壊、翌年のソ連崩壊を機に強化され確定したアメリカ極覇権のもと、その経済的技術的覇権主義をグローバルに拡張し強化するグローバリゼーション攻勢が加速し、USAの制度・慣行を世界規準＝グローバル・スタンダードにすることを強いて国際資本支配の拡張を阻む保護規制等のバリアの破碎を迫る圧力が急増した。

なお、グローバリゼーション (Globalization) 下の市場原理主義的な「構造改革」(または「構造調整」structural adjustment) 政策は、現代を解くキーワードであり、本稿の考察基準でもあ

るので、横道にそれるが、少々触れておこう。グローバリゼーションとは、抽象的には制度や慣行を全世界的に共通化しようとする動きを指し、現実にはUSAがその制度・慣行を世界各国に採用させようとする試みであるといわれる(朝日新聞社2000年『知恵蔵』214ページ)。それらは政治的・軍事的手法とITの基本ソフト(OS)支配(マックからウィンドウズまで)、そしてアメリカ流人権のおしつけなどまで広範であるが、すべてアメリカ帝国主義の世界支配のために活用されるのであり、経済的には金融のボーダーレス自由化攻勢が先端をなした。それを援護した経済政策思想が前記のように70年代から台頭した新古典派のネオ自由主義であり、市場原理至上主義を唱え、民営化・営利企業化などの民間活力の活用を要求するものであった。

USAが牛耳る世界銀行が80年の「構造改革」融資の開始を発端に、82年以降IMFと連携して債務国に「構造改革」(または「構造調整」)の要求の受け入れを条件とする融資を積極展開し、それがグローバリゼーション攻勢の先兵とされた。それらの通常要求は、「為替レート切り下げ、歳出削減と増税による財政の均衡回復、国内信用の抑制、補助金廃止、官営事業の閉鎖または民営化、金利の自由化、外国資金の導入、為替・貿易の自由化、諸規制の撤廃・緩和などである」(2000年『知恵蔵』214ページ)。すべてがUSA中心に国際金融資本および多国籍企業の自由な進出条件を押し広げる改革である。それは、ソ連崩壊後の旧ソ連諸国の市場経済移行を支援して行われ、また97年開始の東アジア諸国の通貨危機に対しても行われている。この「構造改革」(または「構造調整」)の強制は、とくに低所得国には壊滅的な経済混乱と債務激増と庶民の激しい貧困化をもたらし、世界的にグローバリゼーションへの批判・反対運動を惹起している。それは世界的に社会保障の解体ないし大改悪と雇用の破壊や多様化・弾力化を推進した。後述のチリ・モデルの公約年金解体・個人別強制貯蓄的な積立制度への転換要求などの市場原理主義的な社会保障攻撃が著名である。

それとともに、他方では新保守主義的改革政策が各国民の生活・労働条件に多大の被害を及ぼす中で、労働者・国民大衆の反発も強まり、米英両国でさえよりリベラルな政権への交代が行われ、日本でも自民党単独政権の崩壊が見られた。

ただし、ソ連崩壊後のアメリカ極支配下の国際金融資本と多国籍企業のグローバリゼーション圧力が強まる中では、改良的な修正改革を掲げて登場した英国のブレア労働政府も、USAでのクリントン政権も、この市場原理主義的なグローバリゼーションの圧力に妥協的な改革政策を採った。もちろん、前者は社会憲章を採るEUの圧力を受けているのに対し、後者はグローバリゼーション攻勢主体のメッカであるなどの違いも大きい。

2 世界的な社会保障改革論争の展開

(1) 公的年金「改革」論争

(a) 節をあらためて社会保障〔構造改革〕政策の今日的な展開を論ずる前に、その現代世界的な意味を一層広く深く理解するための手がかりとして、年金改革をめぐる国際組織間の世界的論争を覗いておこう。戦後アメリカ帝国主義とその金融資本の経済的覇権を支えてきた国際機関として、1944年のブレトン・ウッズ協定で創設された国際通貨基金IMFと世界銀行WBが重要である。そのWBが前掲の「構造改革」融資条件のひとつとして社会の高齢化に対応すべき年金制度の抜本的改革を求めた文書が94年10月発表の報告書『高齢化危機の回避 Averting the Old Age Crisis』である。同報告は、チリでの公的年金の解体と民営化の経験を模範として、公的年金を貧困高齢者への選別的な救済年金に解消し、本体を民間金融機関が管理する個人別強制年金積立制度に改め、それに個人別の任意準備を上乗せするという、公的年金の解体・民営化を主内容とする3本柱を指示した。その際に同報告は、本来、生活保障のための社会連帯制度たる賦課方式と確定給付制度が高齢化のもとでは財政困難と頻繁な保険料および給付の改定を余儀なくされるとともに、

金融市場の拡張と経済成長を妨げるので、これを廃止し、完全積立制度と確定拠出制度に変えて全面的な金融的運用に供することを求めたのである。

「拠出建て制度の導入→貯蓄率の向上→金融・資本市場の向上→より効率的な資本の配分→より高い経済成長^(注1)の達成」という論理で、国際債務の返済と国際金融資本への奉仕を勧めるものである。その改革は、自主的な産業経済の解体と失業の激増をもたらし、高齢者やその他の経済的弱者を中心に失業と貧困を増大させるものである。

なお、チリにおける公的年金制度の解体と民営の年金強制積立制度への転換は、くしくもCIA（アメリカ中央情報局）がかかわりアジェンダ大統領官邸への武力攻撃と大量虐殺をともなって登場したピノチェット軍事政権のもとで断行された民営化であった。

WBのこの改革要求は、その本拠地USAでの確定拠出型企業年金の推進を背景とし、最近の日本への波及にもみられるように世界的に影響しているが、とくにUSAの支配力が強い南アメリカ諸国や、ソ連解体後の東欧諸国への融資条件として大きな圧力となったのであるが、民主的な国々では抵抗が強く、実現を阻まれている。公的年金保障に比較的熱心なEU諸国では、かの『ベヴァリジ報告』を元にした先発「福祉国家」として著名でありながら民営年金と金融の自由化で突出したイギリスでの公的所得保障の悲惨な後退を例外として、労働運動を中心に「構造改革」政策への批判が強い。

それらを背景に、ILO（国際労働機関）およびISSA（国際社会保障協会）は、個人別の積立年金制度への転換を老後等の保障を不確定化しILOが1952年に採択した社会保障（最低基準）条約にも背反する恐れが強いと批判し、社会連帯の理念に基づく賦課方式と確定給付制度の公的年金保障を主体とする政策制度を擁護する論陣を張り、その立場を堅持しながらも、その後のWB側からの反批判や公約年金の財政問題等を考慮して、実証的で実践的な調査研究を追求し、やがて2000年にILOがその立場を展開した『SECURI-

TY PENSIONS Development and Reform』と題する800ページを超える大著を公刊した。

その筆頭編者でILOの社会保障局長（前OECD社会労働教育局社会労使関係部長）であるColin Gillionに『週刊 社会保障』編集者が行ったインタビューで、概略次のようにILOの基本政策が紹介された。

ILOが特に強調している政策課題は、公的年金制度における「普及率の向上」、「拠出回避」の克服と「ペンション・ガバナンスの確立」である。OECD諸国は公的年金給付のためにGDPの10%を支出し、主として「賦課型確定給付型制度」を採用している。これに対し批判もあり「民間管理型で強制加入型の完全積立型確定拠出型制度」に転換することが必要不可欠であるとの主張があるが、それは本質的に誤りである。確定給付型であろうと確定拠出型であろうと、引退者の生活水準は現役被用者の実質所得だけから支えられることを明確に認識すべきであり、第二に国際労働基準の最重要原則が「国家の責任」としての引退後所得保障の「予測可能性」と「保証性」であり、この二つの原則が確定拠出型制度では達成できないからである。ちなみに、スウェーデンの「観念的確定拠出型制度（NBC）」も非常に注目されているが、この制度は政府が管理運営する強制加入制度であり、給付が市場金利によってではなく「GDP成長率や賃金上昇率」で決まるものであることに注意しなければならない。もちろん、ILOとしても引退後所得保障財源の多様化が必要不可欠であると考えており、そのために次の4本柱を提唱している。①基礎的な貧困防止型（国の一般歳入を財源とする資力調査型）、②賦課方式の確定給付型（強制加入型で公的管理運営型の4～5割の所得代替率を提供する、完全インデックス・スライド型）、③強制加入の確定拠出型（民間で管理運営し、年金形態で受給可能な制度）、④任意加入の確定拠出型（民間で管理運営し、一時金受給形態の制度）などである。

このようにWBの三本柱とはほぼ同じと見られる①③④を加えている点では個人主義と市場主義に妥協しているともいえるが、基本は②の現役所

得の4～5割を給付する賦課方式、確定給付の公的年金制度とされ、①と結んで国家責任を実現するものとしている。

なお、イギリスをのぞいて西欧諸国が強力な公的年金を維持しているのは、社会連帯の思想と運動史を背景にして公的年金および協約年金を守ろうとする強力な社会的政治的な圧力と改悪反対闘争があつてのことである。

（注1）厚生年金基金連合会編『海外の年金制度』（東洋経済新報社、1999年）63ページ。

この項は、同著と、相澤・黒田編著『グローバル化と日本の労使関係』（新日本出版社、2000年）掲載拙稿の第3章による。詳細はそれらを参照。

（b）それでもグローバル化と高齢化危機論に呼応する社会保障改悪の国際キャンペーンは、わが国も加わって執拗である。日本政府の厚生省による「社会保障サミット」の音頭取りも有名であるが、そのエージェントがOECD（経済開発協力機構）でも活躍している。そもそもOECDはやはりUSAを筆頭とする「先進国クラブ」としてグローバル化のために「規制緩和と民営化」（92年の公開報告書）の旗を振ってきたのであるが、それが98年に公式報告書、Maintaining Prosperity in an Ageing Societyを公表した。その邦訳書が阿部淳訳『OECD諸国・活力ある高齢化への挑戦』（ミネルヴァ書房、2000年）である。同報告が日本人のKimi haru Shigehara（OECD事務副総長）の監督・統括のもとに事務局研究班によって作成されたことも意味のあることである。いかにも日本の財界と厚生省の論理に沿った報告なのである。

それは、「高齢化による就労人口の減少」が大きな社会的・経済的影響をもたらす年金改革を必至とするので「多面的な政策」が必要であるとし、まず「公的年金、ヘルスケア、長期介護への支出削減の重要性」を強調し、ついで「退職後収入源の改革」として「企業年金制度などを含む私的年金制度」の拡充に必要な制度的枠組みを整備すること、また「この路線に沿った年金制度の改革」として、各国で現在支配的な賦課方式から事前積

立制度方式に「契約」を転換させ、その実現のための長期計画を立てること、早期退職奨励をやめ活力ある高齢者就労の奨励を進めること、また私的年金の拡充は「国際的な資本のパターンに大幅な変化をもたらすはず」なので国際「金融市場改革」が求められるなどと述べている。

しっかり社会保障支出の全般的削減を進めつつ、個人別積立方式の私的年金の拡充によって国際金融資本の要求にこたえる年金市場をつくり整備することを求めている。

3 日本政府の社会保障構造改革・社会福祉基礎構造改革政策の沿革

(1) 社会保障構造改革における国庫負担削減政策中心、企業負担抑制志向

EUとも対照的に対米従属的な日本の政財界は、USAのグローバリゼーションに追随した。それでも、政策路線をめぐる矛盾は政府機関内でも顕在化した。自民党単独政権の崩壊後のピンチヒッターとして登場した村山連立内閣による場つなぎののち、保守本流・橋本が率いる連立政権が96～97年に登場し、グローバリゼーションに積極的に迎合・参加し国際競争力の回復を図るために聖域なき規制緩和と行財政構造改革を断行し「高コスト」を是正すべしとする米日財界の要求に応じようとする「構造改革」政策と、その主要な一環として社会保障構造改革政策をも掲げた。「規制緩和推進計画」の「改定計画」のほか、「橋本行革ビジョン」「新・福祉ビジョン」が代表的である。くしくも後者に関する『imidas '97』の紹介と解説が次のように同趣旨のことを述べている。

それらは「自民党の行政改革推進本部が『橋本行革の基本方向について』と題して発表した政策構想。『超高齢化社会と大競争に備える』との基本認識のもとに、将来の国民負担率を極力50%を超えることのないように45%程度に抑えるというもの。つまり、企業の国際競争が地球規模で激しくなっている大競争（メガ・コンペティション）時代状況のなかで、税負担と、高齢化とともに増大する年金・医療・介護等の社会保障給付費

の増大を抑え企業負担分を抑えて企業の国際競争力を維持して高めるという経済界の主張と同工異曲である。」しかも、96年5月の通産省産業構造部会による「今後の通商政策の検討課題」とも酷似している、というのである。

このように、社会保障構造改革政策の中心課題は、単に社会の高齢化による将来負担の抑制を目指すだけではなく、グローバリゼーション対応の企業・銀行の競争力強化を支援するための福祉犠牲の環境整備を図るべく、その一環として国債負担費用を含めての潜在「国民負担率」を先行きも最高50%以下に抑えるために社会保障を削減することであった。

相変わらずの土建政治と大企業のための建設国債大増発による大盤振る舞いで、国債残高が累増して財政危機が悪化したこともあり、「財政構造改革法」で犠牲転嫁の断行が図られた。しかし家計等の消費需要が過半を占める内需の低迷で景気と雇用が急激に悪化し、政権も危うくなって同法の執行も凍結され、「構造改革」政策の緩和・修正を余儀なくされた。その後の小渕・森の両内閣も景気対策優先で国民を犠牲にする社会保障支出抑制策で場つなぎをしながら、危機を深めた。そこで一層の経済政治の行きづまりを逆手に取る謀略的な逆転攻勢のチャンスが待たれ、小泉内閣が登場したというわけであろう。

(2) 社会保障制度内在的な「構造改革」論

社会保障「構造改革」論には、「財政構造改革」に従属する主要な側面のほかに、曲がりなりに社会保障ニーズと社会保障制度内の矛盾に市民自立支援論と社会福祉市場開発の観点から対応しようとする制度改革論がある。それはとくに80年の福祉八法改定を踏み台とし社会福祉方面から乗り出した改革である介護保険制度の導入を第1歩として、老人医療と年金制度の一層の改悪に連動させるとともに、社会福祉の基礎構造改革（社会福祉法の制定）をへて障害者福祉サービス費の一部支援方式へと展開する筋道である。いずれも市場主義的な民営化促進という点で、グローバリゼーション対応の国庫負担削減・企業負担抑制的な

「構造改革」と結節している。

95年の社会保障制度審議会勧告は市民的自立支援論に立ちながらも、措置制度を批判し契約制度化・民営化促進の介護保険制度導入を支持し保険主義化・商品化を肯定したことでこの流れに倅をさした。

話を飛ばして森内閣が制度審議会を棚上げしてお手盛りで指名した社会保障「構造改革」のための「有識者会議」が10か月の審議の後に2000年10月に提出した報告、「21世紀に向けての社会保障」についてふれよう。それは御用的なものであり、単純なものであるが、御用的であるだけに、小泉内閣の「基本方針」でも大いに活用されている。

そのポイントは、低成長と国家財政の危機、少子・高齢化による財政困難増大のもとで「持続可能な社会保障」を実現するためには、社会保障費用の「支え手を増やす」ことと、「給付の見直しと効率化」が必要で、「支え手」としては弱者ではない高齢者も負担を分かち合う」ことが必要である。将来世代の不満と不信を考慮し「本有識者会議としては、将来世代の現実的な負担能力を前提として」「できる限り負担増、とくに現役の負担の上昇を抑えるべく、……『支え手を増やす』『高齢者も能力に応じ負担を分かち合う』『給付の見直しと効率化』という方策を実施して行くべきだと考える」というものだった。

国庫負担削減・企業負担抑制政策による社会保障改悪の累積で強められた世代間矛盾をあと、とくに、高齢者の社会保障負担を引き上げることとを勧めるものであり、政府の御用を勤める報告であった。

4 小泉内閣の「基本方針」に見る市場原理主義的な社会保障「構造改革」論

(1) グローバリゼーション迎合の「社会保障個人会計」化

小泉内閣は6月21日に経済財政諮問会議の答申を受けて「骨太」ならぬ凶暴で破壊的な「基本方針」を決定した。その方針とは、要するに市場

原理主義的なグローバリゼーションにかつてなく積極的に参加する方向で、大銀行はじめ多国籍企業の救済・支援のために不良債権の最終処理を断行し、何の保証もなしに経済・財政の再生、景気回復によるビジネスチャンスと雇用の創出という空手形で大量倒産と大失業、雇用の移動・不良化・不安定化を強いるもので、そのための「構造改革の7つの改革プログラム」を提示した。

まず、この「方針」がことばの本来の意味での市場原理主義的グローバリゼーションに参加しそれを促進するための「構造改革」路線であることは、小泉内閣のなかで最も御用的な竹中平蔵経済財政政策担当大臣が7月8日付けの新聞掲載の「政府広報」のなかで、教科書的にあつけらんと陳述していることでも明らかである。

そこで竹中はまず、日本国民は世界中でとくにすばらしい力を持ち経済の潜在力が高いとおだてあげたあと、「加えて今、世界では二つのフロンティアがどんどん開けています。ひとつはマーケットというフロンティアです。東西冷戦の集結によって、市場経済に規模が一気に2倍になりました。もうひとつは、ITやバイオテクノロジーなどの技術のフロンティアです。ところが、今の日本には、そうした場面で本来の力を発揮できないような仕組みが数多く残っています。ですからそれを解体して、本来の力を発揮できる社会に変えていこうというわけです」、と述べている。

グローバリゼーション・大競争とそのための規制緩和必要論である。市場原理主義的な新保守主義が10年以上前から世界銀行やOECDなどを舞台にふれ回り世界中に惨禍を及ぼし叩かれている陳腐な処方箋であり、それを新説でもあるかのように述べている。

さて、7つのプログラムだが、予想どおり第1が「民営化・規制改革プログラム」であり、そのなかに、「医療、介護、福祉、教育など従来主として公的ないし非営利の主体によって供給されてきた分野に競争原理を導入する」とある。これもすでに陳腐な処方箋なのだが、あらためて述べる凶暴さが重大である。大学も企業的な「民営化」「国際競争力」を求められている。

社会保障については、とくに第三の「保険機能強化プログラム」で、「社会保障番号制導入とあわせ、個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるように情報提供を行う仕組みとして「社会保障個人会計（仮称）」の構築に向けて検討を進める」といわれている。これは世界銀行推奨の個人別年金積立勘定会計論の轍を踏み、国民各人の社会保障関与を個人別勘定化して安価な総合的政府管理と金融市場に任せ捕らえようとするものである。

それはすでにかしましく論じられ活用され始めている社会保障の私的保険主義化の徹底を図るものでもある。私的保険による代替を強めながら社会保険までも個人保険化しようとするのである。「公的年金および私的年金の役割分担により、高齢者の生活を総合的に保障する」という付け足しが、念の為の裏打ちである。第3章4の（V）でも、「私的年金を拡充し、企業年金の改革や確定拠出年金の早期・実施普及等を図る」とされた。

関連しては、第3章「社会保障制度の改革——国民の安心と生活の安定を支える」という「安心と生活の安定」破壊計画が重要である。

そのための1「制度確立」としては(1)「分かりやすい」制度であること、(2)「給付は厚く、負担は軽く」をやめ、3本柱の年金、医療、介護で「自助と自律」精神を基本に「世代間の給付と負担の均衡を図り」持続可能な制度再構築を図るとしているが、これも市場原理主義的な社会保障個人会計化論と符合する。

さらに2「社会保障制度全体に共通する課題」の筆頭(1)で、「年金、医療、介護の最も効率的な組み合わせを行い、重複給付の是正や機能分担の見直しを進める。低所得者に対する措置も、『社会保障個人会計（仮称）』で総合化し、『真』に支援が必要な人に対して公平な支援をできる制度を実現する。実施運営の面でも、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化などを進める」とされた。

社会保険だけでなく、生活保護や福祉サービスの措置についても金融市場にこたえる「社会保障個人会計」で捕捉・管理し抑制しようとしている。本誌本号特集の福祉サービス支援費支給制度もこれで捕捉・管理・抑制される構想である。

引用文中の、重複の是正とか、「真」に支援が必要な人に公平な支援、とかは、給付縮小の常套用語である。これは歴史的常識である。

(2)社会保障制度の旧来の諸矛盾の悪用

この基本方針が「構造改革」の主要な柱としもつとも多く言及していることでも社会保障改悪を重視していることが明らかなのであり、そしてその基調が公的保障の削減と民営化を図っていることはばかりでなく、そのほとんどすべての具体的例示が改悪の方向を向いていることが明かである。

ただし、そのために現行制度が歴史的に抱えてきた社会保障制度の諸矛盾までも悪用されていることも、注目されるべきである。それらの中に社会保障の個人単位化の問題や、世代間矛盾の問題がある。個人単位化問題は、社会保障制度審議会の95年勧告でも頻繁に言及された個人の自立支援とか個人単位の保障、ジェンダー（女性）差別の是正のための中立的な個人単位化論などは、現行社会保障制度が社会保障の制限、その経費節約のためにも家族単位で生活保障を図ってきたことの大きな矛盾である。問題で合意可能な点は早急に是正されるべきである。しかし、この基本方針では、その矛盾が市場原理主義的、社会保障削減的な「社会保障個人会計」導入のために悪用されている。

もうひとつは、近年とみにあおられてきた高齢者は豊かだ、世代間で不公平だ、という論点の悪用である。高齢者を豊かな悪者に仕立て、より若年の現役世代をけしかけ、不公平を是正するためと称して、高齢者負担を増大させ、社会保障を「自助・自律」本位の個人積立会計制度論に誘導しようとするのである。そもそもは、社会保障の国庫負担削減、企業負担抑制のために後代ほど受給水準が抑制されてきたことのなかで強められ、あおられてきた問題なのであり、当局が政策的に増長させてきた矛盾を意図的に悪用するものである。

むすびにかえて

たしかに日本は改革されるべきである。しかし、

アメリカ帝国主義を展開させて国際金融資本と多国籍企業が追求し小泉内閣が迎合し推進しようとするグローバルゼーションに呼応する「構造改革」とは正反対に、帝国主義と独占的な経済支配に反対し各国民の生活擁護を中心とし経済的弱者ほど手厚く保護する改革でなければならない。この点は、労働者の権利と国民の生活権を回復し擁護する改革であり、社会保障改良である。その点では、まずことばの本来の意味での「健康で文化的な最低限度の生活」保障、あるいは各国社会で人間的にノーマルな最低限度の生活保障を、優先的に実現することが肝要である。わが国では生活保護制度に代表される公的扶助が、「適正化」という名の国際的に見ても異例に厳しい適用縮小と、扶助基準の不十分さ（学資裁判等をみよ）を改めることが大事である。

精神障害者家族会活動の一端を担い「学生無年金障害者」運動に共鳴する筆者としては、まずこの点の解決を共通課題とすることが必要だと感じている。精神障害を持つ人々に保護受給者が多く、また無年金者も多いのであるから、なおさらである。

それでも、まず障害年金をというのも大いに分かる。現行のわが国の社会保険には、最低年金制度などの無拠出で公費負担の最低限度給付がない。「社会保険方式」は、拠出義務優先で拠出比例の「私的保険」原則を追求し、それが蟻の穴から崩れるからとして国会決議も無視して「学生無年金」問題の解決さえ拒み続けているのである。障害年金なら自分の稼働能力の不足だけが受給資格要件とされるのに対し、生活保護なら親兄弟の扶養・援助能力まで問われ続けられるのである。

精神障害者の在宅介護支援事業が施行され、それも来年度から市町村の事業とされる。都道府県から市町村への事務移行そのものは、もしもナショナル・ミニマムが保障されるなら、結構なことではないかとも思うが、そもそも介護保険からして実質的に行政措置負担の廃止、ナショナル・ミニマム保障なき保険料および利用者負担と市町村への財政保障なき責任転嫁、介護費の一部支援で介護市場を創ることなどをねらったものであるこ

とを見れば、障害者介護費の一部支援制度の行方は大変であろう。もちろん、親掛かりで介護等の費用の穴埋めを続けられる人はまれである。とくに親亡きなきあとには無理である。いや親が生存中でも低所得であるか高齢化し働けなくなれば援助できない。生活扶助や介護扶助を受けることができれば、とも思うが、入院し医療扶助を受けるなどして重複受給などを責められると大変である。実に「基本方針」は低所得者を名指しで「社会保障個人会計」で捕捉し管理するというのである。恐ろしいことである。高額所得者や多国籍企業、国際金融資本には手厚く援助しながら、それらへの減免税やそれらの脱税などにはまったくふれないのとまったく対照的である。この「基本方針」の本性をあらわしている。

（あいざわよいち・高崎健康福祉大学教員）